

デンマークの介助者制度

おやさと研究所准教授
八木 三郎 Saburo Yagi

前号では車いす当事者の日常生活の一部を報告した。コペンハーゲンで調査をすればするほど、デンマーク独自の制度が重度の障害当事者の自立生活を可能にしていることが理解できる。そこで、今回はコペンハーゲンでの障害当事者への調査を通して見えるノーマライゼーションの理念とその理念の具体的な制度の一つである「イエルパー制度」について検証したい。

ノーマライゼーションの原則

ノーマライゼーションが目標とすることは、この社会を構成するすべての人々の「ノーマル」な生活を可能な限り実現することである。この理念はとりわけ障害者福祉の分野で提唱された考え方である。しかし、一部で曲解されるように、障害のある者を「ノーマル」にすることではない。たとえば、何らかの原因で歩行不能な者を最先端医療により、手術で歩けるようにして障害のない身体に近づけることではない。また、歩行不能になるような疾病を未然にふせぎ「障害者」にならないようにすることがノーマライゼーションではない。

社会は人種をはじめとして、さまざまな異なる人々によって構成されている。その社会には身体的に、知的にまた精神的になんらかの障害がある者がいる。そのこと自体異常なことではなく、それが人間社会のノーマルな姿なのである。病気になる、障害のある体になることも、生きている限り特別なことではない。重ねて述べるが、人はみな差異があるのが自然であり、ノーマライゼーションが目指すことは、仮に障害があっても同じ地域社会に住む他の人々と同様に生活上での機会が与えられ、排除されることなく、それぞれの人生を歩むことのできる可能性を追い求めることである。排除する社会ではなく、他の人と同様に普通に生活できる機会を社会の責務で提供できるようにすること、それがノーマライゼーションの基本的な考え方である。

イエルパー制度

デンマークの障害者施策は、ノーマライゼーションに基づく分権、脱施設化、地域移行、統合などを基本とし「人生のQOL、尊厳性、個別性、個別ケア」を重要課題としている。

デンマークでは、成人すれば精神的にも自立し、親から独立して生活することが一般的である。障害のある者も例外ではな

く、一人の市民として地域で生活し、働き、結婚生活を送っている。その障害者の自立支援サービスの一つにデンマーク独自の介助者制度である「イエルパー制度」がある。この制度によって重度の身体障害者が自ら介助者を雇用し、地域での生活を可能にしている。

2014年5月にコペンハーゲンを訪れた際、このイエルパー制度の創始者であるエーバルド・クロウ (Evald Krog) 氏に面談する機会を得た。

クロウ氏は、1944年にデンマークのユトランド半島の片田舎で生まれ、現在70歳(2014年)である。筋ジストロフィーにより電動車いすを駆使して日常生活を送っている。そのクロウ氏は、重度の障害者が家族や施設から自立して普通の生活を送るために必要なサービスを考え、その仕組みを提言し、行政施策で実現させた人である。

このイエルパー制度でいう重度の障害とは、筋ジストロフィー、四肢麻痺、脊髄損傷、頸髄損傷、関節リウマチ、脳性麻痺、硬化症などである。18歳以上の年齢に達した人を対象とする制度である。

デンマークは「社会連帯」を重要視する国でもあり、高福祉、高負担の福祉国家として知られている。デンマークの障害者施策は、就労できる者はその収入で生活し、重度の障害があり働くことが難しい者には国からの年金で生活が保障される仕組みになっている。また、日常生活で必要となる補助器具も支給される。

重度の障害者が社会での自立生活を営むには、日常生活でのさまざまな動作(食事、排せつなど)の介助が必要となる。社会人の一人として社会参加するための介助サービスがイエルパー制度である。具体的には、それぞれの障害によって、日々の生活行動、個人の性格などによっても支援の内容が異なってくる。その必要度にあわせて介助者を自らで雇い、生活上での行動支援を受けている。

たとえばクロウ氏の場合、筋ジストロフィーの障害のため、ベッドから車いすへの移動、排せつ、入浴など日常生活動作といわれるさまざまな部分で介助が必要となる。クロウ氏はその介助サポートとして7人の介助者を雇い、日常生活を病院や施設ではなく、居住する地域で人生の主体者として生活している。この支援サービスは必要不可欠なものであり、その費用は自治体から補助されている。障害の程度によって介助を必要とする時間は異なる。コペンハーゲンで駐車スペースのインタビューをした車いす当事者も日常生活のなかで2~3人の介助者を雇い、外出など移動上での困難、家事での場面で支援してもらっている。

このイエルパー制度では、介助者の採用、解雇、勤務体制、勤務記録はすべて雇用者である障害者自身が管理しなければならない。人的管理などをマネジメントできる能力が求められる。加えて、教育、就労、ボランティア活動など社会的活動を行うことが条件付けられている。要するに重度の障害者にも社会の一員としての社会参加を義務付けているのである。

このイエルパー制度は、1987年に「生活支援法」のなかにデンマークの介助者制度として立法化されている。



クロウ氏と筆者